別表第一の三の項中「物品」の下に「（以下この表において「牛肉」という。）」を加え、同表の三十七の項中「関税率表第〇二・〇一項、第〇二・〇二項、第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる物品」を「牛肉」に改め、同表に次のように加える。

四十四	アメリカ合衆国協定	牛肉	
四十五	アメリカ合衆国協定	豚肉	
四十六	アメリカ合衆国協定	豚肉調製品	
四十七	アメリカ合衆国協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％未満のもの	
四十八	アメリカ合衆国協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％以上四十五％未満のもの	
四十九	アメリカ合衆国協定	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	
五十	アメリカ合衆国協定	課税価格が基準価格未満の豚肉のうちアメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して三年を経過した日以後に輸入申告がされるもの	

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第三条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項（七）中「次項（四）」の下に「及び十一の項（一）」を、「使用するものをいう」の下に「。十一の項（一）において同じ」を加え、同項（二九）中「いう」の下に「。次項（一四）及び十一の項（八）において同じ」を加え、同表の十の項（一〇）中「関税率表」を「ぶどう糖及び果糖（関税率表」に、「物品」を「物品をいう。次項（七）において同じ。）」に改め、同項（一四）中「（関税率表第一九〇一・二〇号の二の㈡のAに掲げる物品、同号の二の㈢のAに掲げる物品（小麦粉調製品に限る。）及び同号の二の㈢のBに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除くものとし、小麦粉調製品に限る。）をいう。）」を削り、同表に次のように加える。

十一	日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定	（一）　無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ （二）　関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品 （三）　煎ってない麦芽 （四）　煎った麦芽 （五）　関税率表第一一〇八・一二号及び第一一〇八・一三号に掲げる物品のうち、関税割当でん粉以外のもの （六）　関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品のうち、関税割当でん粉以外のもの （七）　ぶどう糖及び果糖 （八）　混合物及び練り生地等

附　則

この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の効力発生の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十五号

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十八条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「㈣又は」を「㈣、」に改め、「若しくは㈾」の下に「又は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定附属書Ⅰ第Ｂ節第二款2(a)、(f)、(g)、(x)、(y)、(z)若しくは㈀」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の畜産経営の安定に関する法律施行令第十条第三号の規定は、この政令の施行の日以後に関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十六号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十六号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年十二月十四日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三